



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 11 月 10 日 (木曜日) 号外 第 43 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

頁

条 例

○宮崎県物価高騰対策金融支援基金条例…………… (商工政策課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県物価高騰対策金融支援基金条例 (条例第36号)

1 制定の理由及び主な内容

コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、事業活動に支障が生じた中小企業者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した信用保証料補助事業を行うため、基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県物価高騰対策金融支援基金条例をここに公布する。

令和 4 年 11 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第36号

宮崎県物価高騰対策金融支援基金条例

(設置)

第 1 条 コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、事業活動に支障が生じた中小企業者 (中小企業信用保険法 (昭和 25 年法律第 264 号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。) に対する信用保証料補助事業の実施に要する経費の財源に充てるため、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 241 条の規定に基づき、宮崎県物価高騰対策金融支援基金 (以下「基金」という。) を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、事業活動に支障が生じた中小企業者に対する信用保証料補助事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和10年6月30日限り、その効力を失う。